

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和6年3月25日（月）		
開催時間	午後2時15分 ～ 午後3時03分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	松井 加奈絵 委員	水町 雅子 委員
	はたの昭彦 委員	さの智恵子 委員	石毛かずあき 委員
	岡田 将和 委員	安江 文博 委員	宮崎 十三 委員
	坂田 誠 委員	上 茂之 委員	鈴木 由美 委員
	堀 成美 委員		
欠席者	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員	那須 康一 委員
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項 1 第十三期・第7回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案） ○諮問事項（継続） 1 〔諮問第490号〕区政情報開示請求に係る権利の濫用運用ルール等の整備 2 〔諮問第491号〕情報公開実施要綱の廃止、足立区情報公開条例施行規則変更及び情報公開の運用の手引きの変更 ○報告事項 1 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告		
その他			

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 大変申し訳ございません。オンラインの機器の設定がうまくいっていないようですので、先にこちらの進行を進めさせていただければと思っております。こちらの会場のほうで進められるところまでは進行させていただければと存じます。

まず資料のご確認を進めさせていただければと思っております。本日の資料でございますが、審議会の式次第、区長からの諮問文、それから事前に郵送させていただきました第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料になります。お席のほうに席次表をつけさせていただいております。以上4点となります。不足の資料等がございますたらご連絡いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議会の定足数ですが、今日は3名の方が欠席ということで、16名のうち13名、オンラインの参加につきましては5名の方が参加ということになっております。こちらに参加されているところでも審議会は成立しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第十三期・第8回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきますと思います。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件と諮問事項が継続で2件、それから報告事項が1件となっております。

審議のご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを入れて、ご発言をよろしくお願いいたします。また、発言が終わりましたらマイクの切っていただくということでお願いいたします。

オンラインの方については電波が行かないので、後ほどご連絡させていただきたいと

思います。今回はオンラインの機械の不具合で参加できなくて申し訳ございません。後ほどご参加していただく段階でご意見等を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これからの議事の進行については川合会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ひとまずこちらでできるところまで進めるということで、それを前提に、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。

まず本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うこととしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということかと思っておりますので、そのように進めさせていただきます。

2 確認事項

第十三期・第7回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 では、次に会議録の確認になります。十三期・第7回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～16ページにつづってございます。こちらについて、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ひとまず会場では、ご意見、ご異議等ないということですので、後ほどまたオンラインでご参加の委員の方々にもご意見を聞きつつ、ご意見、ご異議等ないということでしたら、こちらを第十三期・第7回情

報公開・個人情報保護審議会要録とすること
でご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定した
く思います。

3 諮問事項

〔諮問第490号〕区政情報開示請求に係る
権利の濫用運用ルール等の整備

〔諮問第491号〕情報公開実施要綱の廃止、
足立区情報公開条例施行規則変更及び情報
公開の運用の手引きの変更

○川合会長 では、今Web参加の機器の調
整を進めておりますので、ひとまずこちらの
会場で議事を進めたく思います。

先ほど触れましたとおり、諮問事項に入っ
ていきたいと思えます。

今回は、前回触れました諮問事項の継続の
案件ということでございます。

前回の審議会で小委員会の設置について
審議いたしました。その審議の内容及び結果
について、小委員会の委員長を務められまし
た水町委員からのご報告をお願いするとい
うところでございます。

○山根区政情報課長 オンラインで水町委
員のご参加ということで予定しておりました
が、残念ながら接続ができておりませんの
で、事務局の私から小委員会の項目について
ご説明させていただければと思います。

お手元の資料をご覧くださいと思
います。17 ページをお開きいただければと思
います。前回欠席の委員の方々もいらっ
しゃったので、もう一度おさらいというこ
とで、第490号の諮問内容についてご覧いただ
ければと思います。

権利の濫用運用ルールの策定というこ
とで、区政情報の開示請求について、却下がで

きるような形の規定を設けていきたいとい
うようなことがこの中身でございます。

いろいろな開示請求の申請の方がいらっ
しゃって、普通は通常どおり区政情報につ
いて文書で請求していただいて公開をしてい
くということが、足立区役所ないしは自治体
としてはたしていく務めがあると思ってお
ります。透明性を高くしていくということが
地方公共団体に求められているところでは
あるのですが、中には別の目的を持って
開示請求をされる方がいらっしゃるとい
うことで非常に苦慮している事案がござ
います。ほかの自治体もありますが、足立区
の中でもそういう方が申請される場合がござ
いまして、請求しますけれども見にこない
ということで、その間のいろいろな手間暇を含
めて職員も動いているのですけれども、その
効果が得られていないということがござ
いまして、累積がかなり——金額も含めまして
——なっているというのが現状でござ
います。

そのような方々に対しまして、区としま
しては非常に危惧しておりまして、そういう
方に対しまして毅然とした態度も含めてし
ていかないと、しっかりと請求して開示の費用
等を納めていただいている多くの方々との
公平性も損なわれているというような状況
であることは間違いないところでござ
います。

しかしながら、区政情報の開示を制限する
という行為は非常に限定的に取り扱われる
べきだろうということについては、我々区役所
の職員もそのようには感じているところで
ございます。そのため適切なルールを固める
ということで、規則に記載させていただいた
ということでございます。

その規則の中身につきましても、前回の審
議会でもご議論いただきまして、その後、学

識の皆様方で構成される小委員会で文面等を議論いただきまして、規則の中身のところで、繰り返し行っていく人とか、そういうこととか限定的に取扱うべきだろうということでお話をいただいたりということで進めてまいりました。

資料で言いますと 25 ページをお開きいただければと思います。小委員会でどのような議論が行われたかという概略を記載させていただきます。

2 回の小委員会を 1 月、2 月と開きまして、学識の先生方から、いろいろな観点からご議論いただきました。

その中で、1 の（1）の（ア）、規則の変更についてですが、「正当な理由なく」「繰り返すとき」という文言を追加して、限定的に扱うべきだろうということが、指摘ということではされております。

却下する場合というのは限定的に捉えられるような形の表現にするべきだろうということで、限定的にというのは、1 つずつの事案についてしっかりと検討した上で行っていきますので、必ずしも定形的な形の中で、こういう状況だったらすぐ却下というような形ではなく、なるべくそういうことが伝わるような形の表現にするべきだということでご意見を頂戴いたしました。

また、（イ）ですけれども、「開示請求を却下した場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議会に報告する旨の規定を追加すべきである。」。前回の審議会でもそのようなご意見を頂戴したところではございますので、こちらについても規則の中に入れるということになります。

しかしながら、詳細に出してしまいますと、個人が特定されたりですとか、ほかのことについても非常に細かく知られてしまうということもございますので、報告の仕方につき

ましては、こちらの審議会にご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますが、審議会に却下した内容についてはご報告させていただくということを入れさせていただきました。

また、手引きの変更のところにつきましてですが、イの（ア）のところですが。表現の仕方、「こういう場合には却下します」というような形の例示をさせていただいています。

しかしながら、例示というのは過去にあったもの、ないしは他自治体とかであったものを例示させていただいているところがございます。そのような形になりますので、なるべくでしたら、その表現等につきましては判例、裁判例が幾つか全国の中でもございます。下級審から上級審までございますけれども、地方裁判所の例とかが多いのですが、そのような形の表現のものを例示の中に加えるという形にさせていただいて、こちらの例としては的確なものを採用させていただくという形で、手引きには盛り込ませていただいているところでございます。

（イ）のところに、例示の一部にも「正当な理由がなく」「繰り返すとき」などの文言を入れるような形にして、限定的な場合ということを取り入れてまいりたいと思っております。

（ウ）のところで、幾つか例示をさせていただいたものの中で、例示があまり的確ではないのではないかというようなご意見を頂いたものがございましたので、そちらについては削除するという形にさせていただきました。

（エ）のところですが、大量の行政文書の開示請求があった場合ということで、開示請求については大量に請求される方がいらっしゃるのですが、これについては時間をかけて開示の作業を行うとい

うような形、量に応じた形で行うということで、極力開示をしていくようにというような形は趣旨としてはございます。こちらは国の法律でもそうですし、各自治体でもそのような取扱いをしております。大量というだけで却下することはしないということではございます。

ただし、大量といっても、範囲を特定しないとか、そういう場合には却下の対象とかにはなりますので、そういうところについては所管課ないしは区政情報課が判断を誤らないような形にするということを規定の中に入れさせていただいております。

それから第 491 号につきまして、情報公開実施要綱の廃止と、それに伴いまして施行規則の変更と手引きの変更、中身の詳細な文言等の修正についても、区政情報課の作成案で修正の必要がないということについて確認していただいたということでございます。

それから、第 2 回の小委員会を 2 月 26 日に開催いたしました、こちらにつきまして、第 1 回で各先生方からのご意見を頂戴したものを小委員会案ということで反映させていただいたものを確認していただきました。その内容で間違いがないだろうということをしていただきましたので、今回、審議会の本会のほうに小委員会の修正案ということで出させていただいて、こちらをご議論いただくことになったということでございます。

1 枚おめくりいただきまして、26 ページ以降に規則の追加内容につきまして、小委員会の意見を真ん中に記載させていただきまして、変更案ということで、小委員会からの変更案にさせてもらっています資料をつけさせていただきました。

また、38 ページ以降に新旧対照表を、改正前と改正後ということにつけさせていただいているところでございます。

44 ページ以降は運用の手引き（案）ということで、こちらについても新たに追加したところはグレーになっておりますけれども、変更したところを表示させていただいているものでございます。

私からの説明は以上になりますが、もしあれでしたら、私もさることながらですけども、先生方は皆さんオンラインになってしまっているので、川合会長に何か私の発言で足りないことがあったら、小委員会にご出席されていたので、何かありましたらご発言いただけるとありがたいです。

○川合会長 ありがとうございます。

小委員会に参加した委員の立場からは、特に補足等はございません。

水町先生はしゃべれるのですかね。チャットで発言を求めて……。

では、水町委員からは特に補足等ないということでありましたので……。

この音声は Web 参加の方には聞こえているのですかね。

○五十嵐情報公開担当主任 こちらの音声は聞こえていない状態です。

○川合会長 分かりました。

では、今事務局よりご説明がありましたが、ひとまず会場において、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○上委員 上です。よろしくお願いいたします。

3 点あるのですが、まず資料の 26 ページの（2）の変更案です。ここで「かつ」というふうに結ばれているのですけれども、これらの方々って恐らく、まともな請求というよりも、区役所をちょっと邪魔してやれとか、多分そういうことじゃないかなと私は勝手に思っているのですけれども、そういった場合で、「かつ」で結ばれていると、どういう

ときにこれが有効にならないかというのを
ご説明しますと、「お金は払う、けど開示を
受けない」。前回のお話を見ていると、お金
を払って開示を受けるということなのです
けれども、お金は払うけれども開示を受けな
いということをされると、この（２）のと
ころが成立せずに、また同じく足立区役所さ
んに仕事の邪魔をすることがずっとできると
いうことになるので、これは４月からでは
か、そこまでその方が見るのかという話はあ
るのですけれども、この文言を。そこは一任
しますが、私としては条件が成立しないこと
があるなというのが、ちょっと気になりました
というのが第１点です。

○川合会長 では、１点ずつお願いいたしま
す。

○山根区政情報課長 今、上委員からお話が
ありました。まず開示を受けるに当たっては、
必ず先に費用を払っていただいた上で開示
を受けるというのが前提にはなっております。
開示を受けないという場合には、お金を
払わないというのが基本的にはセットにな
っているような状況でありますので、お金
を払って開示を受けないという場合でも、お
金を払っている時点で成立はしていると思
えてはおりますので、そうすると却下対象に
はならないという、今、上委員がおっしゃ
れたとおりだとは思っております。

そういうシチュエーションがある場合でも、
一応請求は来て費用は払っているのです、
その準備は我々のほうですということは今
までも行っていますけれども、お金を払っ
てから見ないという方は、今までのところ
ではいらっしゃらないというのが現状では
ございます。

○上委員 分かりました。

２番目ですけれども、数十万ぐらい費用が
たまっている方もいらっしゃるようなので

すが、これはここの委員というよりも、一
区民としての要望なのですけれども、数十
万ぐらいいっていると、法的措置を使っ
てもちゃんと回収していただきたいん
ですよ。裁判なら裁判で、勝つか負ける
かなんて分からないし、弁護士費用も
相当かかるのですけれども、何か区切り
をつけていただきたいと思います。それ
で数十万取れなかった、弁護士費用も
たくさんかかりましたというのであれば、
それはそれで納得いくのですけれども、
何かそういう措置をしないでそのまま
というのは、区民としてはちょっとど
うかなというふうに思うのが１点です。

○山根区政情報課長 今、上委員が言っ
ていただいたことと、あえて言わせてい
たきますけれども、ありがたいと思っ
ております。我々区としては、そのよう
な手続のところの話だけではなくて、区
民の皆さんから見て、これはどう思わ
れるのかということは非常に重要なこと
だと考えております。

このことについて、我々区としては、聞
かなければなかなか答えるような話では
ないものですから、今回の件につきまし
てもしっかりと債権管理をしていきまし
て、時効とかが成立しないような形で、
しっかり求償はしていくような形、それ
は支払いの督促ですとか、我々区のほう
がやっている督促ではなく、裁判所を通
じた督促ですとか、あるいは多分相手方
からももしかしたら提訴されるかもしれ
ませんし、こちらからもそのような形で
民事裁判という形も想定はしております。

もう一つは、費用をかけるかどうかとい
う問題が弁護士費用というところであ
りまして、４５万に対して１００万、
２００万という費用をかけるべきなの
かどうかという議論は確かにありますが、
しかしながら我々職員が区長の代理人
として裁判を行うというこ

とも当然のことながらできますので、そのような形で毅然とした態度では臨んでいきたいと考えてはおります。

○上委員 最後でございますけれども、開示の費用なんですけれども、これは足立区さんだけが突出して高い費用を請求することはもちろんできないとは分かっているんですが、どうも安過ぎて、例えば私が私の住民基本台帳といいますか、住民票の情報をこの1階の窓口で請求すると、たしか300円ぐらいは取られるんですよね。一方、開示請求を使って私の住民票の情報を取るときは、運転免許証とかそんなものをコピーすれば、しかも自宅から自転車でここに来れば、ほぼ無料で開示請求できるんですよ。そこって何かおかしいと思いますしまして、もうけてはいけないと思いますけれども、当然ながら職員さんの原価を入れた金額を設定すべきだと私は思います。これは単なる意見です。

私からは以上です。

○岩田情報公開担当係長 岩田です。

1つ開示請求の制度のご説明をさせていただきますと、戸籍ですとか課税課ですとか、証明書を窓口で発行している業務があると思うんですけれども、そのものについては開示請求では求めることができない制度になっておりますので、先ほど上委員がおっしゃっていたような戸籍を300円で取れるものを開示請求で請求はできないような制度になっております。

ただ、私たちが開示請求で1面コピーを取って10円というのはお安いというご意見はあるということで、それは承りましたので、それについては今この場ではちょっとご回答は難しいですけれども、何かの折には検討させていただくということです。

○山根区政情報課長 補足させていただきましても、情報公開ないしは開示請求と

いう制度がかなり昔の、昭和50年代ぐらいから整備されてきて、その頃から10円という金額が上がっていないというのも、費用として見たらどうなのかということはよく分かります。コピー代金のところが昔よりも変わっているのかというと、今はもっと安くコピーはできているところもあったりもします。

しかしながら、所得が低い方とか、そういう方について減免の措置を入れたりとかしないと、逆に言うと請求ができなくなってしまうとか、そういうことを防ぐために、所得の高い人でなければ請求ができないとかいうことは、地方自治体としてはとるべきではないだろうということで、なるべく低廉なことはしておりました。

しかしながら、こういう方がいらっしゃることを想定していないというか、性善説に立っているということはよく分かった上での制度になっておりますので、今、上委員がおっしゃられたような原価というか、そういう人件費ベースで区役所は動いておりますので、そういうところをどう反映できるものなのかどうなのかということは、こういう方に対しての制限につながるのかもしれないし、かといって費用を上げてしまうと、全体の開示の数が減ってしまうような形になってしまうと、ちょっと後退してしまうので、なるべくそこが費用として負担にならないような形というのは維持していくというのが、今の特別区全体の中では、そういう形にはなっているところではございます。

ただ、ご意見としてあることについては各方面から頂いておりますので、そこについてしっかりとした制度として継続できるような形にはしていきたいと思っております。

○上委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

最後に上委員がご指摘の点と事務局からの回答について、僭越ながら補足させていただきますと、恐らく情報公開請求というのは原則開示になりますので、開示できないものは黒塗りにするかどうかとかそういうところで、原則開示なので、言ってみれば民主主義を完結するために、なのでコピー代だけいただきますというような形で、手数料ではないというご説明でした。各種証明書を発行してもらうのは、本来の行政上の事務にプラスしてその人が要求するので、その人の要求に応えるために手数料が増えた分、手数料のお支払いを求めるという形なので、ちょっと性格が違う形になる。

ただ、先ほど来、上委員がご指摘のとおり、その辺のバランスをどう捉えるのかというのは別途問題としてはありますので、先ほど事務局からもありましたように、上委員からのご指摘も踏まえて、今後対処していきたいというふうに考えるところかなというところかと思います。ありがとうございます。

○山根区政情報課長 お話しの途中で申し訳ございません。

Web会議の委員の皆様、音声は聞こえますでしょうか。——ありがとうございます。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

Web会議の皆様、今、諮問の継続のところに入っております。会場内ではご説明させていただきまして、今いろいろご意見を頂戴するような形をしておりますので、それに沿ってご発言もよろしくお願いしたいと思っております。

○川合会長 ありがとうございます。

引き続きまして、ここまでのご説明、やり取り等を含めまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○石毛委員 費用の面は先ほどご説明いただきました。私も同感なのですね。要するに、区民の皆様が、ご説明したときにご理解いただけるかどうかという観点から見れば、納得なんかできませんから、そういった意味ではしっかりとその辺、区のサービスも分かりますし、この開示請求の条件も分かっているつもりなんです、それも含めてお願いしたいなということがあります。

そんな中で、ちょっとした見方の違いで、例えば開示請求を行った、費用を払ったけれども、例えば見に来ないで書類がたまっている。ほかの機関ってどの程度だか決まっていますか。

○岩田情報公開担当係長 区政情報の開示については、90日たつと、お金を払っても払わなくても、決定したとみなしておりますので、90日以降は資料の保管義務はこちら側にはないのですけれども、ただ、その方がいついっしょるか分からないということもございますし、この裁判をやるかやらないかということもございますので、資料は全部取っておいております。

○石毛委員 そうしたことも含めて、決めていてもなかなか区としては、破棄もできなければ、取っておかなきゃいけない。どの程度今あるのですか。

○岩田情報公開担当係長 すみません、詳しい数字はちょっと手元に用意していないのですが、いわゆる折り畳みコンテナで10個以上の物を保有しています。

○石毛委員 そうしたことも含めて、様々な費用のこともこれから本当に考えないと、私はこの状況だと区民の皆さんに説明がつかないと思っています。ですので、しっかりと説明ができるように、また、この情報公開がスムーズにできるような形でこれからも行っていただきたいと思うので、それも含め

て考えていただきたいと思うんですがいかがですか。

○山根区政情報課長 今、石毛委員からのお話にありましたとおり、かなり限定的な方ではあるのですが、累積が多いので、そのような在庫を抱えるような形にはなってしまっております。

みなし開示を平成 26 年に導入したときには、開示の資料のストックをどういうふうな形で減らすかということも含めての導入ではあったわけなのですが、実際には今お話があった裁判の話とか、そういうことになってくると、その挙証資料としてのものをストックしておかないとならないということがありますので、なかなかそこが現実的には、処分してない形にしてしまうというのは難しいと思いますので、まずはその手前側のところの申請の段階とかで極力そういうことが排除できることが、まずは必要なことだと考えておりますので、今回この規則のところを出させていただいたというところです。

ストックのところをなくす方法が今の段階であるわけではないのですが、そのようなことを未然に防ぐような形を最初のところに設けていくようなことが今までなかったものですから、そういうことを続けざるを得なかったということです。これを機にそういうことの解消にぜひとも努めていきたいと思っております。

○川合会長 ありがとうございます。

続きまして、その他ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。——ございませんでしょうか。

Web 参加の皆様も特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。

では、ご意見、ご質問等その他ないということでしたら、諮問第 490 号と第 491 号につ

きましては、小委員会の修正案のとおりに承認するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、承認することとしたいと思います。

ありがとうございました。

4 報告事項

「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告

○川合会長 では、続きまして報告事項に入っていきたいと思います。

報告事項「「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告」についてでございます。資料は 58 ページ以下になります。

引き続き区政情報課からのご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 58 ページをお開きいただければと存じます。

足立区個人情報保護評価委員会を今年度から開催しております。毎月開催しておるところでございます。こちらの内容についてご報告をさせていただきたいと思っております。

委員の構成等につきましては、この 58 ページのメンバーで行っております。専門アドバイザーの方々につきましては、この 3 名の方をお願いして、いろいろな角度からのご意見を頂いているところでございます。

59 ページをお開きください。11 月に開催しました評価委員会が 2 件ございます。

2 件の案件でございますけれども、1 件目は臨時給付金についてのコールセンターということで、こちらについての委託を行いたいということで、生活・暮らし臨時給付金担当からの評価の中身ということでございました。意見としましては、再委託先とのデー

タのやり取りの工程とかをスキームの中に表記したほうがいいということも頂きました。評価としてはA評価ということで、安全管理措置が十分であって、原案どおりの採用ということで行うものでございます。

以下、11月のところにつきましてはもう1件、こちらは駐輪場対策ということで、インターネットで申込みができたり、支払いができるという形のことを今進めておりますけれども、そのような形の委託につきまして交通対策課から出てきておるものでございます。安全管理措置の意見としましては、再委託がある場合、いろいろな再委託先が入っている場合がございますので、そちらを明確にしてほしいということがご意見として出ております。

続いて9回目、12月14日に開催いたしましたものにつきましては、Google Workspaceを利用するということが、一括承認基準ということでございます。こちらはICT戦略推進担当課からの内容になります。

こちらはGoogle Workspaceの有償版の購入をいたしまして、区がクラウドのサイトを持つことによって、各事業者さんとのデータのやり取りですとか、ほかの自治体とかもそうですけれども、やり取りのときに主体的に区のほうがセキュリティの基準を設けて運用をしてまいりたいという内容になっております。ともすると今までは、どちらかというと受注者の事業者さんに用意をしていたいて、その環境の中でデータのやり取りということをしておりましたので、そこを改善して区が主体的に管理ができるような、セキュリティ的にはセキュアな環境をつくれるということで行っていくものでございます。

ただ、いろいろな使い方がクラウドのところはできてしまいますので、ガイドラインを

しっかりと定めて、職員に対しての周知、それから啓発も含めて行っていくということで、こちらのところについてはA評価ということで頂いております。

それから、1月18日の第10回評価委員会におきましては、C4th Home&Schoolという既に導入しているシステムがでございます。こちらは出欠の報告ですとか、そういうものをWebで行うというような形のものでございますけれども、その中で保健関係の調査機能、毎年1回、予防接種を受けたとか、特別な疾患にかかってしまったとか、学校と今は紙ベースでやり取りをしているものがでございます。台帳として1年に1回ずつやり取りをしているのですけれども、紛失ですとか、そういう事の嫌いもありますので、かといって紙のほうをなくすというわけではないのですけれども、C4th Home&Schoolというアプリの中で行っていくということを実装していきたいというような形のものでございます。

これも先ほどお話がありましたように、セキュリティ対策等についてガイドラインをしっかりと教育委員会の中で定めて、その活用をしていくというような形が求められるということになります。各学校ですとか、それから教員も、数多くの子どもたちの個人情報を抱えていますので、そちらがしっかりと担保できるような形でということで教育委員会のほうに附帯の意見として出されているところで、A評価という形になっております。

私から説明させていただきましたのは、以上の4点が今回の報告の中身になっております。私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。——特にございませんでしょうか。

Webの方も特になしでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、以上の報告につきまして、特にご意見等ないということでしたら、報告事項については以上としたいと思います。ありがとうございました。

5 閉 会

○川合会長 これでは本日予定の案件は全て終了ということになります。

機器の不調等もありまして、委員の皆様におかれましては、予想以上に長時間にわたってご同席賜ることになってしまいまして申し訳ございません。今回もご尽力ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 貴重なお時間を頂戴しまして申し訳ございません。また、Web会議の皆様方にも、お時間を頂きまして申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、事前にもう少ししっかりと対応させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

こちらからの連絡事項でございますけれども、13期の情報公開・個人情報保護審議会につきましては、今回が最後の審議会になるかと思っております。期間としましては6月まででございますが、会議予定は今のところ入っておりませんので、今回が13期の最後となるかと思っております。お忙しいところ、皆様方の貴重なご意見を頂きまして本当にありがとうございました。

個人情報保護法が施行されたりとか、情報公開の今回のところの議論とかも含めまして、様々なお話をさせていただけた期かなと考えております。今後もまた足立区の個人情報

保護がしっかりとできるような形で皆様方のご意見も頂戴したいと思いますし、情報公開につきましても、まだまだ検討すべきことがあるなということも含めて、委員の皆様方からもご意見を頂戴しましたので、これを参考にさせていただいて、私たちのほうもしっかりと続けてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

もし仮にですが、6月以降に急に何か案件をかけなければいけないことがありましたら、また招集させていただくこともあろうかと思いますが、一応以上で1年間についてはおしまいという形になります。ありがとうございました。

今日、車でお越しの方につきましては、後ほど駐車券を事務局からお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございました。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきたく思います。

今回もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。